

徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する  
計画策定検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画策定検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、建設工事従事者の就労環境の改善に向けた安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関し、講ずべき施策等を検討し、「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画（仮称）」（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

2 計画は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づく、「徳島県計画」とする。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する現状・課題等の整理
- (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する施策についての基本的方針
- (3) 建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (5) その他、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第4条 検討委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 会長は、徳島県県土整備部副部長をもって充て、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、徳島県県土整備部建設管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 検討委員会は、計画の策定をもって廃止する。

附則

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

(別表) 検討委員会委員

氏名	所属
谷本 悦久	徳島県県土整備部 副部長
小島 祥圓	一般社団法人 徳島県建設業協会 常務理事 徳島県建設産業団体連合会 専務理事
山中 義一	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 事務局長
中筋 章聡	一般社団法人 徳島県設備業協会 理事
西尾 周平	一般社団法人 徳島県建設業協会青年部 会長
佐藤 佳世	株式会社北岡組 営業部働き方改革推進室 室長
西田 昂平	株式会社大竹組
坂口 龍希	有限会社高木建設
尾形 佳祐	株式会社亀井組
廣澤 祐太	井上建設株式会社
相澤 洋	四国地方整備局建政部計画・建設産業課 課長
渡邊 敬太	徳島労働局労働基準部健康安全課 課長
安西 弘詞	徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 課長
神原 聡	徳島県県土整備部建設管理課 課長